

第3章 第5期推進計画の目標

1 目標の設定

食に対する安心を得るためには、科学的な根拠に基づいた食品の安全性が確保されていることに加えて、そのことに対する信頼の確立が必要になります。

そのため、県では、食品への安心感を定着させるために、次の2つの施策目標を掲げて、各基本施策を推進します。

目標設定の考え方

安全性の確保 + 信頼の確立 → 安心感の定着

施策目標Ⅰ 安全安心な食品の確保

生産から流通、消費に至る各段階において、適切な安全管理や危機管理上の措置等を講じ、科学的知見に基づいた総合的な対策が実施できる具体的な施策を推進し、安全安心な食品を確保します。

施策としては、「施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保」、「施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保」、「施策3 食品の安全安心確保のための体制の充実」の3施策とします。

施策目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供

県民が食品の安全性について理解を深め、食品を正しく選択し利用できるように、食品の安全性に関する情報を正確で分かりやすく提供し、食品に対する安心感の定着を目指します。

また、県産食品の安全性を確保し、地産地消、優良県産品の推奨を行います。

施策としては、「施策4 食品の安全安心に関する理解促進」、「施策5 安全安心な県産食品の推奨」、「施策6 食品の安全安心に関する情報の提供、公開、意見交換の推進」の3施策とします。

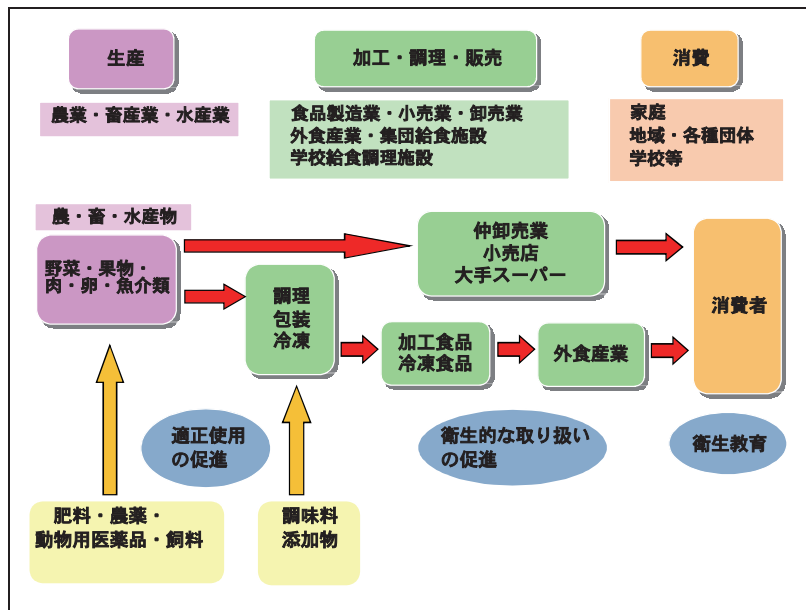


図10 生産から消費までのフロー図

2 第4期推進計画からの変更点（新規項目、統合・内容変更、数値目標上方修正）

第4期推進計画では、6施策48項目を設定していましたが第5期推進計画では、新たな法令の制定・制度の改正や、重要な課題に対応するため、新たな施策を新規項目として追加、または統合・変更、数値目標の上方修正等を行い、合計6施策52項目を設定しています。（表3～6に詳細記載）

表3 第4期推進計画と第5期推進計画の施策項目数

施策の視点		第4期施策 項目設定数	第5期施策項目			
			新規	統合、変更	数値目標上方 修正	設定数
		数値目標 設定数	数値目標 設定数	数値目標 設定数	数値目標 設定数	数値目標 設定数
施策1	生産・出荷段階における安全安心の確保	17	2	3	3	18
		15	2	3	3	18
施策2	製造・加工・調理・流通・販売・消費段階に おける安全安心の確保	17	0	5	5	17
		15	0	5	5	14
施策3	食品の安全安心確保のための体制の充実	6	1	1	1	7
		5	1	1	1	6
施策4	食品の安全安心に関する理解促進	4	0	0	2	4
		4	0	0	2	4
施策5	安全安心な県産食品の推奨	1	0	0	1	1
		0	0	0	1	1
施策6	食品の安全安心に関する情報の提供、公 開、意見交換の推進	3	2	0	0	5
		1	0	0	0	1
	計：施策設定数	48	5	9	12	52
	計：数値目標設定数	40	3	9	12	42

表4 第5期推進計画新規施策

新規施策	目標値
17 鳥インフルエンザ発生予防体制の強化における確認指導（件／年）。 令和4年12月に県内初の高病原性鳥インフルエンザ発生が確認されたことを受け、飼養衛生管理基準の徹底遵守と指導を強化し、再発防止を図るため、家さん飼養生産農家へ予防体制の強化のため確認指導を行います。	50件／年
18 家畜人工授精所の立入検査（件／年）。 和牛血統不一致の再発防止を図るため、家畜人工授精所の立入検査を行います。	40件／年
38 シガテラ対策に係る調査研究（％／年）。 県外では稀であるシガテラによる食中毒は、県内では毎年発生し、食中毒発生件数の上位であるため、流通している魚類のシガトキシン含有量調査、シガテラの認知度調査等を行い効果的な対策を図ります。	100％／年
50 県内観光客へ食材等のアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信。 県内観光客へ食材等のアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信	随 時
51 在住外国人へ食品に関するアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信。 在住外国人へ食品に関するアレルギー物質食中毒等の周知、情報発信	随 時

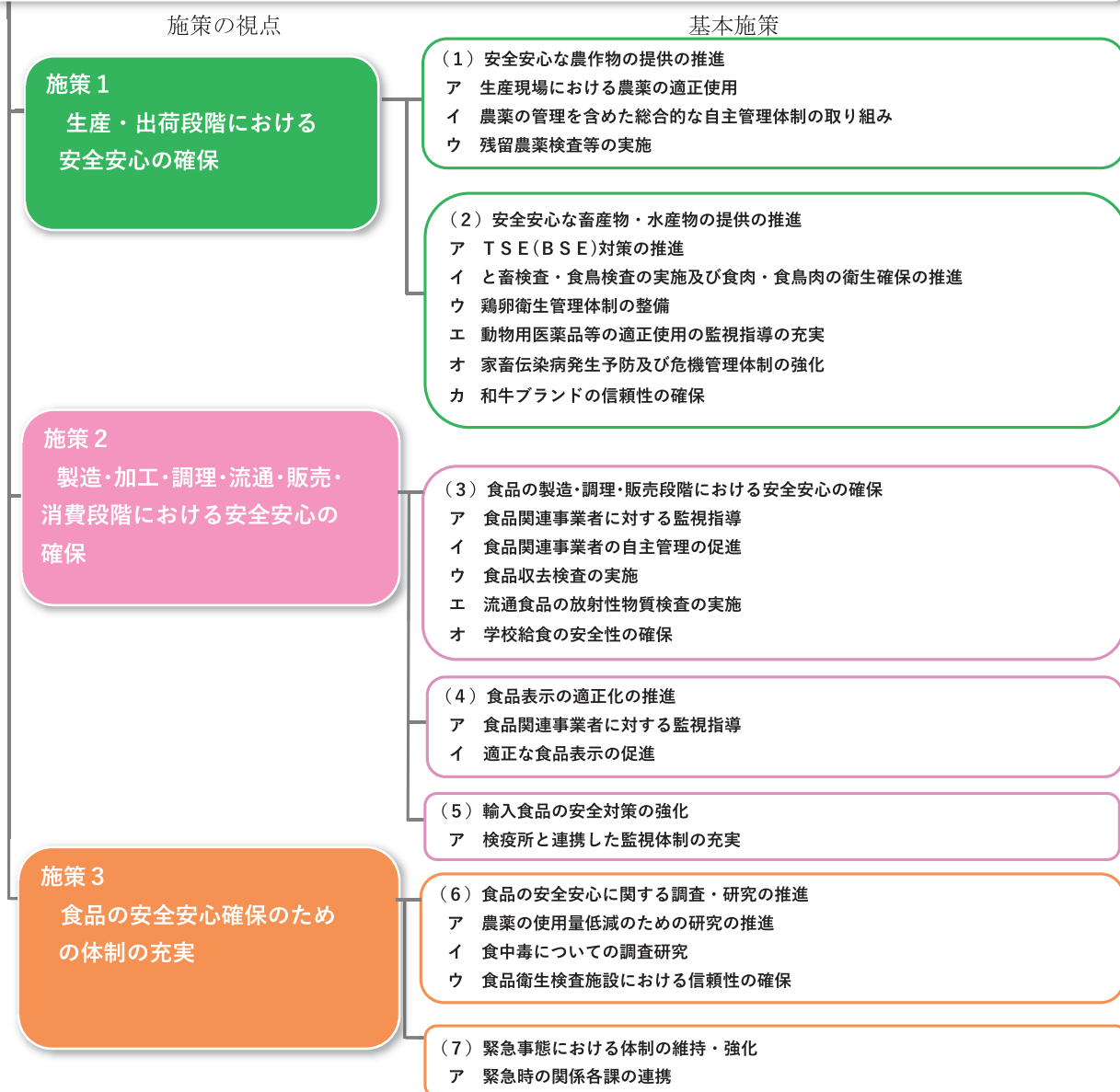
表5 第5期推進計画統合・内容変更施策

統合・変更施策		
第4期推進計画	第5期推進計画	内容
4 エコファーマー認定人数	統合→4 環境保全型農業実践数とします。	新・沖縄21世紀ビジョン実施計画に両施策を統合した目標値を定め、その数値を目標値とします。
5 特別栽培農産物認証件数		
12 動物用医薬品使用実態調査の実施回数	11 動物用医薬品の適正使用にかかる監視指導(件/年)	施策内容を見直し、動物用医薬品の適正使用にかかる監視指導に変更し、畜産農家や獣医師のみではなく、動物用医薬品販売業者も加えて監視と指導を行い、数値目標も大幅に上方修正します。
19 食中毒予防のための講習会開催回数(回/年)	20 食中毒予防のための講習会開催回数(%/年)	数値目標250回から毎年作成される食品監視指導計画に目標値を定め、その数値を目標とし達成率(%/年)とします。
20 食品衛生責任者養成講習会開催回数	21 食品衛生責任者養成講習会等での講義回数	食品衛生講習会兼食品衛生責任者実務者講習会を開催、講師派遣を行う等内容を変更し、22番のHACCPに関する内容もこの講習会で伝えていき、開催回数も増やします。
21 HACCPに関する講習会開催回数(回/年)	22 HACCPの導入及び適切な運用に関する指導助言	HACCPの導入及び適切な運用に関する指導助言に内容を変更し、講習会の開催については、21番の施策の講習会へ統一し、数値目標は廃止します。今後はアンケート調査等を行い、導入及び定着に向けた取り組みを行うことにします。
22 食品関連事業者団体による巡回指導件数(件/年)	23 食品関連事業者団体による巡回指導件数(%/年)	委託している食品関連事業者団体との実施計画に目標指導件数を定め、その数値を目標とし達成率(%/年)とします。
25 定期点検を実施する学校給食施設数(施設/年)	26 定期点検を実施する学校給食施設数の割合(%/年)	施設数に変動があるため、施設数ではなく点検を実施した施設数の割合の数値を目標とします。
35 化学合成農薬低減に向けた試験項目(課題/年)	36 化学合成農薬低減に向けた試験及び普及	化学合成農薬低減に向けた試験科目のみではなく、普及についても取り組んでいき、数値目標も増やします。

表6 第5期推進計画上方修正施策

上方修正施策	目標値	
	第4期	第5期
11 動物用医薬品の適正使用にかかる監視指導（件／年）	1	45
12 飼料等の製造・流通段階における検査や指導数（件／年）	25	35
16 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連絡会議等の開催回数（回／年）	4	8
21 食品衛生責任者養成講習会等での講義回数（回／年）	12	23
28 食品表示法に関する巡回調査・点検件数（件／年）	18,300	18,350
29 健康増進法に関する相談及び表示指導件数（件／年）	300	350
33 景品表示法に関する表示講習会の開催回数（回／年）	3	5
34 医薬品医療機器等法（旧：薬事法）に関する表示講習会の開催回数（回／年）	1	5
36 化学合成農薬低減に向けた試験および普及（回／年）	2	3
43 消費者への啓発のための講座実施回数（回／年）	5	6
44 食中毒予防イベント回数（回数／年）	5	6
47 優良県産品の宣伝・普及啓発（回／年）	随時	10

施策目標Ⅰ 安全安心な食品の確保



施策目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供

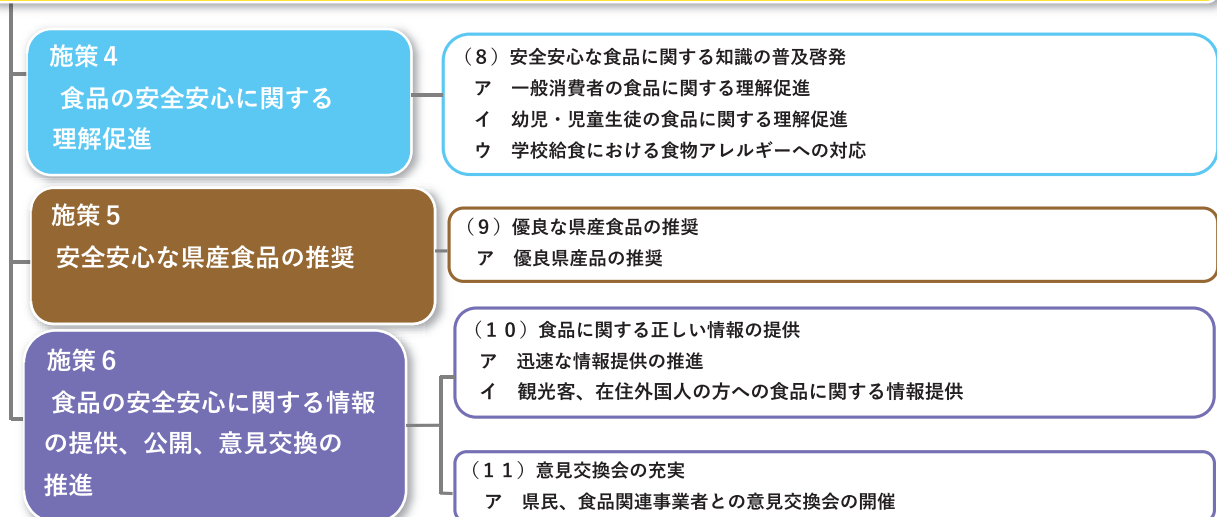


図11 第5期推進計画施策体系